	を、その業務がプランの対象外の周波数帯及び地域において行っているもの。但し、逆方向に送信して運用される地球局間の調整を除く。	（第二地域） 12.2-12.5 GHz （第三地域） 12.5-12.75 GHz （第一地域及び第三地域） 12.7-12.75 GHz （第二地域）及び 13.75-14.5 GHz	信網及び関連する全ての宇宙運用機能(第1.23号参照)が、プランの対象となっていない公称軌道位置の軌道弧の±7度以内にあるFSS又はBSSの宇宙局に対して。		とを示して、自国が調整の要請に含まれるように要求することができる。 関係主管庁からの要請を受けたとき、無線通信局は、第9.42号に従って当該情報を審査する場合は、付録第8号の§2.2.1.2及び§3.2に定める計算法を用いるものとする。該情報を審査する場合は、付録第8号の§2.2.1.2及び§3.2に定める計算法を用いるものとする。
		6の2) 21.4-22GHz（第一地域及び第三地域）	i)　周波数帯の重複及び、 ii)　BSS又はBSSの提案する通信網の公称軌道位置の軌道弧±12°以内における宇宙局の関連する全ての宇宙運用機能(第1.23号参照)のいかなる通信網に対して（決議第554（WRC-12）及び決議第553（WRC-12）も参照）。		
		7)　§3）及び6)で定められているものを除き、17.3 GHzを超える周波数帯	i)　周波数帯の重複及び、 ii)　FSSの全ての通信網及び関連する全ての宇宙運用機能（第1.23号参照）（決議第901（WRC-07、改）も参照）が、公称軌道位置の軌道弧± 8度以内にあるFSSの宇宙局に対して。		
		8)　§4)、§5)及び§6の2)で定められているものを除き、17.3 GHzを超える周波数帯	i)　周波数帯の重複及び、 ii)　プランの対象となっていないFSS又はBSSの全ての通信網及び関連する全ての宇宙運用機能（第1.23号参照）が、公称軌道位置の軌道弧±16度以内にあるFSS又はBSSの宇宙局をに対して、但しFSSの通信網に対するFSSの通信網の場合を除く（決議第901（WRC-07、改)も参照）。		
		9)　1)、2)、3)、4)、5)、6)、6の2)、7）及び8)以外で、宇宙業務に分配される全ての周波数帯及び提案された通信網又は影響を受ける通信網の無線業務が、しきい値又は条件欄に記載される宇宙業務以外のものである1)、2)、3)、4)、5)、6)、6の2)、7）及び8)の周波数帯、若しくは逆方向の送信で運用する宇宙局の調整の場合	i)　周波数帯の重複及び ii)　ΔT/T の値が 6%を超える。	付録第8号	付録第30号の第5附属書§3.9に規定するガードバンドを使用する宇宙運用機能に対する付録第30号の第2A条の規定の適用においては、2)の周波数帯のFSSについて定めるしきい値／条件が適用される。 付録第30A号の第3附属書§3.1及び4.1に規定するガードバンドを使用する宇宙運用機能に対する付録第30A号の第2A条の規定の適用においては、7)の周波数帯のFSSについて定めるしきい値／条件が適用される。
第9.11号 静止軌道、非静止軌道／地上	地上業務と同じ一次的基礎で共用している放送衛星業務(BSS)の宇宙局であって、プランの対象になっていないものが、地上業務に対して。	620-790MHz（決議第549(WRC-07)参照） 1452-1492MHz 2310-2360MHz（第5.393号） 2535-2655MHz（第5.417A号及び5.418号） 17.7-17.8GHz（第二地域） 74-76 GHz	周波数帯域幅の重複：2630-2655MHz 及び2605-2630MHz 帯における第9.11号の適用に関する詳細な条件は、第5.417A及び5.418に従った非静止軌道のBSS（音声）については決議第539（WRC-03、改）で、第5.417A号及び5.418号に従った静止軌道のBSS（音声）についてはそれらの規定において定められている。	割当周波数及び帯域幅を用いて確認	
第9.14号 非静止軌道／地上、静止軌道／地上	第9.11A号又は第9.14号の規定が脚注で引用されている周波数帯における衛星通信網の宇宙局が、しきい値を超える地上業務の局に対して。	1)　脚注で第9.11A号が引用されている周波数帯 2)　11.7-12.2GHz（第二地域GSO FSS） 3)　5030-5091MHz	1)　本付録の第1附属書§1を参照。第5.414A号で特定されている周波数帯においては、第9.14号の適用についての詳細な条件は、MSS通信網に関する第5.414A号に定められている。 2)　11.7-12.2GHz帯（第二地域 GSO FSS）においては: $0° \leq \theta \leq 5°$ では、 -124 dB(W/(m²·MHz)) $5° < \theta \leq 25°$ では、 $-124 + 0.5 (\theta - 5)$ dB(W/(m²·MHz)) $\theta > 25°$ では、-114 dB(W/(m²·MHz)) ここで、θは、水平面を超える入射波の到来角（度）を表す。 3)　周波数帯域の重複	1)本付録の第1附属書§1を参照	
第9.19号 地上、静止軌道、非静止軌道/静止軌道、非静止軌道	同じ一次的基礎でBSSと共用している周波数帯における地上業務の全ての送信局又はFSS（地球から宇宙）における送信地球局が、BSSの宇宙局の業務区域にある典型的な地球局に対して。	620-790MHz（決議第549(WRC-07)参照） 1452-1492MHz 2310-2360MHz（第5.393号に係るBSSの分配について３地域全てにおける地上業務） 2520-2670MHz （第5.416号参照）	i)　必要な帯域幅の重複及び、 ii)　BSSの業務区域の辺縁における干渉を与える局の電力束密度(pfd) が許容できる水準を超える。	割当周波数及び帯域幅を用いて確認	付録第30号の第6条も参照